

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科
大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」
に対する意見書

2009年7月16日

日本弁護士連合会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日付け、以下「本報告」という。）について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

本報告は、法科大学院の質の向上をめざし、教育の質の向上のために到達目標を策定すべきこと、一定の定員削減を想定することなどにおいて、基本的に評価することができる。しかし、その具体的な改善方策として掲げられたものには、法科大学院の基本的な理念を損なうことが懸念されるものがあり、特に以下の点について強く配慮を求める。

- 1 法科大学院のカリキュラムの改善を図る場合には、未修者3年課程を原則とし、理論と実務の架橋や展開・先端科目等の豊かな教育を通じて多様な人材の輩出を目指す法科大学院の基本理念が揺らぐことがあってはならない。
- 2 基礎的な法理論教育の充実をはかる方法として、安易に法律基本科目の単位数を増大させるのではなく、法律実務基礎科目や臨床科目との有機的連携を図りながら、教育内容の厳選や教材・教育技法の飛躍的向上など実質的かつ抜本的な改善が図られるべきである。
- 3 司法試験の競争が激化している現在の状況のもとでは、法律基本科目の単位数の増加を可能にすることで、カリキュラムの過密化をもたらし、旧制度下のような知識偏重の弊害を再燃させることが強く懸念されるので、その運用においては、単位数増加が原則化することがないよう特に留意すべきであ

る。

- 4 学生の入学定員については、大都市の大規模校の削減を先行して強く推進すべきであり、地方小規模校の扱いについては地域的適正配置の見地から十分慎重な配慮がなされるべきである。
- 5 本報告に盛られた改善策のフォローアップにあたっては、法科大学院の自主性を損なうことのないよう、また認証評価の仕組みが形骸化することがないように十分配慮されるべきである。

意見の理由

1 本報告の概要

本報告は、まず、法科大学院の入学から修了に至るすべての段階で、学生の選抜・評価・認定を厳格化することを求めている。次に、修了者の質を保証する目的から、法律基本科目と法律実務基礎科目の双方にわたって、全ての法科大学院に向けられたミニマム・スタンダードとしての「共通的な到達目標」を策定することを提唱している。そして、法律基本科目の教育が不足しているとの認識から、これを質・量ともに充実させることを目指し、特に法学未修者については、1年次における学修確保のためその単位数の上限を引き上げ（6単位増）、2年次への進級を厳格化することが必要であるとする。さらに、教育体制の充実を図るため、質の高い専任教員の確保とともに、志願状況や司法試験合格者数を踏まえた入学定員の見直し、地方・小規模校の共同化・統合等を検討するよう求めている。

2 本報告に至る経緯と当連合会の意見表明

新しい法曹養成制度において、法科大学院修了者が司法修習を受ける段階に進み、2回試験の合格率低下などを契機として、また、修習指導担当者の一部から「法科大学院での教育内容にバラツキが大きい」、「修了者に一定の質が確保されていない」などの声が出たことを受けて、上記特別委員会で法科大学院教育のあり方について検討が開始され、昨年9月30日の「中間まとめ」を経て、本報告が公表されるに至ったものである。

当連合会は、昨年9月3日の「法科大学院教育の到達目標についての提言」、上記「中間まとめ」に対する意見（12月19日）、本報告案骨子に関する意見（本年4月15日）などの意見を表明してきた。その主な趣旨は、まず、法科大学院教育の質を高めるために共通の到達目標を策定すべきこと、しかし、その教育内容は知識偏重に陥ってはならず、理論と実務を架橋する見地から実務・臨床教育を充実させるべきこと、さらに、教育基盤確立のために定員削減が求められるが、法科大学院の地域的適正配置に配慮すべきことなどである。

3 報告の評価と今後のあるべき方向

本報告は、教育の質の向上のために到達目標を策定すべきこと、一定の定員削減を想定することで、当連合会がこの間表明してきた意見と共通の土俵に立つものであり、基本的に評価することができる。しかし、あるべき教育内容の方向性や、定員削減の基準・方法については是認できない部分や懸念事項がある。

教育内容に関しては、本報告は各科目群の中で特に法律基本科目を重視する立場を明らかにした。法律実務基礎科目と並び法律基本科目も重要であり充実させるべきことは当然である。しかし、カリキュラムが過密化し、司法試験の競争が激化している現在の状況のもとで、理論教育を量的に増強する方向に舵を切ることは、旧制度下のような知識偏重の弊害を再燃させる危険がある。特に、法学未修者について1年次の理論教育を量的に集中強化するとの発想は、未修者3年課程を原則とし、理論と実務の架橋や展開・先端科目等の豊かな教育を通じて多様な人材の輩出を目指す法科大学院の理念を損ないかねない。一部に指摘される基礎的な法理論に関する理解不足については、まず、教育内容の厳選、わかりやすく効果的な教材の開発、授業方法の飛躍的改善などによって克服すべきであって、旧来の法学部教育から抜本的な改善がなされないまま、いたずらに単位数だけ増やすことは弊害が多く、教育効果において期待できるところは少ない。

定員削減に関しては、当連合会は「大都市の大規模校において100名規

模の大幅な定員削減をするなど、大規模法科大学院において積極的検討をすべきこと、法科大学院の全国適正配置の観点に十分配慮すること、司法試験の合格実績を指標として過度に考慮すべきではなく、あくまでも教育の質の確保という見地から判断されるべきこと」「当面4000名程度までに一学年総定員が削減されることが望まれる」ことなどを提言してきた。しかし、現状を見れば、遺憾ながらそうした趣旨が適切かつ十分に実現されているとは言い難い。

そうした中で、本報告は、全国適正配置に言及するものの、教員の確保、入試の志願状況、司法試験の合格者数を重要な考慮要素としており、これらの要素を学校間の「自由競争」に委ねた場合、結局は大都市の大規模校が優位に立ち、地方小規模校の淘汰に向かうことが予測される。これに理論教育重視の傾向が相俟って、司法試験の競争激化を背景とし、知識（情報）獲得の効率性が追求され（学生にとっては予備校へのアクセスも大きな関心事となる）、教育資源と学生（志願者）の一極集中が加速されることが懸念される。

大都市の大規模法科大学院が率先して定員削減を実施できるようにする体制作りが必要である。

ところが、本報告のように、質の高い教員を確保することが困難、質の高い入学者を確保することが困難、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続、のような状況が見られる法科大学院に対し定員を削減するよう求め、「特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院」において、「質の高い教員」の確保や「教育水準の継続的・安定的な保証」について「懸念」が表明され、これら の要素が必要以上に強調されるようになると、制度の健全な育成に重大な支障が出る。

本来、法科大学院の定員削減問題は、「良好な教育環境を実現するには（各校及び全体として）どの程度の規模が適正か」という方向から議論されるべきであって、各校において、学生の理解度を確かめながらそれに応じた指導を行う充実した少人数教育が必須であること、特に臨床教育はマスプロ教育

と相いれないことから、平成23年度以降は10単位以上を履修することが求められている法律実務基礎科目において、所属する学生全員に充実した臨床教育を履修する機会を提供できることなど、良好な教育環境を実現する教育体制という観点で実施されるべきである。また、法科大学院の総定員の削減にあたっては、「社会生活上の医師」の養成には地域社会との連携が重要であること、司法過疎・偏在解消のために地方校が地域司法の拠点となりうることなど全国適正配置の観点に十分に配慮する必要がある。

なお、教育内容の改善は、それ自体独自の課題として、長期的視野から取り組まれなければならない。そのためには、理論教育と実務教育を統合した到達目標を策定することは重要な意味を持つ。また、教育内容に対する評価は、制度設計上は認証評価が担う領域であり、最終的には学生（教育の受け手）や国民（司法サービスのユーザー）の判断に委ねられるべきである。

最後に、本報告に盛られた必要な改善を各法科大学院に対して促していくための適切なフォローアップがなされるべきことに異論はないが、その際、各法科大学院の自主性を損なうことのないよう、また法科大学院の評価については認証評価という仕組みが用意されていることの趣旨に反するような行き過ぎた行政指導とならないよう十分配慮されるべきである。

以 上